

令和4年度高等学校入学者選抜等における受検機会の更なる確保について
令和4年度高等学校入学者選抜等について、追検査や調査書等の書類のみによる選考等の実施により、受検機会の更なる確保をお願いするものです。

3 文科初第 1805 号
令和 4 年 1 月 11 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
伯井美徳

文部科学省総合教育政策局長
藤原章夫

令和4年度高等学校入学者選抜等における受検機会の更なる確保について（通知）

令和4年1月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同法に基づくまん延防止等重点措置について、本年1月9日から1月31日までの期間、広島県、山口県及び沖縄県を対象として実施することとされました。

令和4年度以降の高等学校入学者選抜等（小学校や中学校、特別支援学校、専修学校高等課程等の入学者選抜を含む。以下同じ。）に係る受検機会の確保の徹底については、「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）」（令和3年6月4日付け3文科初第407号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知）等を踏まえ、適切に対応することをお願いしたところですが、現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増加し、オミクロン株による感染が拡大している地域もあります。

今後、更なる急速な感染拡大も懸念されており、感染状況によっては、複数回に渡

って陽性者や濃厚接触者となるなど、既に用意されている試験日程では、受検機会を失ってしまう受検生が出る可能性もあることが懸念されます。

このため、各教育委員会等（以下、「実施者」という。）におかれては、受検生それぞれが置かれ得る状況に応じ、一人の受検生も受検機会を失うことのないよう、下記について、予め検討を進め、必要が生じた場合には、対象となる受検生の状況に応じつつ、更なる受検機会の確保のための措置を迅速に講じていただくよう特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 追検査等による受検機会の確保について

一人の受検生も受検機会を失うことのないよう、追検査や、新型コロナウイルス感染症の影響により受検をできなかった者等に対する調査書等の書類のみによる選考を実施する等、柔軟な対応を徹底いただくよう改めてお願いいたします。また、入学志願者やその保護者、入学志願者の在籍する中学校等に対して、情報提供や相談対応に努めていただくようお願いいたします。

2. 無症状の濃厚接触者の別室での受検について

「新型コロナウイルス感染症に対応した令和4年度高等学校入学者選抜等の実施について（通知）」（令和3年12月28日付け3文科初第1757号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知）において通知したとおり、各実施者におかれては、必要に応じて各学校における感染症対策を見直していただくとともに、引き続き受検生が安心して受検に臨めるよう、各実施者の判断により、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に準じた形で、別室での受検等による受検機会の確保の徹底等に努めていただくようお願いいたします。

（大学入学者選抜における無症状の濃厚接触者の受験を認める要件）

- ・ 初期スクリーニングの結果、陰性であること。また、その後の検査の結果においても陽性であることが判明していないこと。
- ・ 受験当日も無症状であること。
- ・ 公共の交通機関（※）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと。
- ・ 終日、別室で受験すること。

（※）「令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&Aの更新について（周知）」（令和4年1月7日付け文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）・特別支援教育課・総合教育政策局生涯学習推進課連名事務連絡）において周知したとおり、自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、以下の条件等のもと利用するタクシー、ハイヤー、海上タクシーについて、「公共の交通機関」には該当せず利用が可能。なお、いずれの対応を行う際にも、感染防止策を徹底していることが必要。

- 1) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること（例：マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、

換気、助手席に座らないこと 等)。

- 2) 利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること（流しのタクシーは利用しないこと）。

3. 試験の実施が困難な場合の対応について

政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に記載のとおり、高校入試等については、実施者において、感染防止や追検査等による受検機会の確保を万全に期した上で、予定通り実施いただくことが原則ですが、感染の拡大状況が極めて深刻であり、試験実施当日の試験会場における感染症対策を十分に講じたとしてもなお、実施が困難と判断される場合には、自治体の衛生主管部局と相談の上、試験の延期を検討することも考えられます。このような事態が生じる場合に備え、実施者におかれては、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、延期した場合の試験方法等について、あらかじめ検討・準備しておくことが必要です。

なお、万が一試験の延期措置を講じた場合には、市町村教育委員会は都道府県教育委員会に対して（市町村教育委員会が学力検査の延期措置を講じた場合も同様）、私立学校にあっては都道府県又は構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体に対して、国公立大学附属学校にあってはその設置者である国公立大学法人に対して、厚生労働省所管の高等課程を置く専修学校にあってはその設置者である厚生労働省に対して、その旨の報告をお願いします。報告を受けた都道府県教育委員会・都道府県・構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体・国公立大学法人・厚生労働省は文部科学省に対して（都道府県教育委員会が学力検査の延期措置を講じた場合も同様）、その旨の報告をお願いいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の専修学校高等課程に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【本件連絡先】

(本通知全般に関する問合せ)

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

TEL：03-5253-4111（内線：3482）

e-mail：koukou@mext.go.jp

(特別支援学校に関する問合せ)

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL：03-5253-4111（内線：3193）

e-mail：tokubetu@mext.go.jp

(高等専修学校に関する問合せ)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育
振興室

TEL：03-5253-4111（内線：2915）

e-mail：syosensy@mext.go.jp